

意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ ファシリティーズ
1. 項目	リチウムイオン電池設置時の危険物数量に関する規制緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現在、重要なICT装置に対する供給電力の信頼性・安定性確保のためにUPS（無停電電源装置）・整流器が利用されている。UPS・整流器には停電時のエネルギー源として鉛蓄電池が使用されているが、蓄電池の省スペース化、軽量化が図れることから、リチウムイオン電池の導入が期待されている。</p> <p>しかしながら、リチウムイオン電池の電解液には危険物が使用されており、現在の法規制では危険物数の基準を超えると、少量危険物、一般取扱所等に指定されるため、防火区画室の設置、危険物数量に見合った消火設備・換気設備等の対策が必要となる。そのため、データセンタ等へのリチウムイオン電池の導入の妨げとなる。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>現在の消防法・条例では、同一の場所で危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合において、区画内にある全ての危険物数量を合算し、その値が指定数量の1/5を超過する場合、指定数量を超過する場合等には数量に見合った対策を実施する必要がある。</p> <p>&lt;該当法令&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防法 第十条～危険物の貯蔵・取扱いの制限等</li> <li>・消防法 第九条～指定数量未満の危険物等の貯蔵・取扱いの基準等</li> <li>・火災予防条例 第三二条～品名または指定数量をことにする危険物</li> </ul>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>リチウムイオン電池の電解液のように石油類を燃焼用途で使わない貯蔵において、下記の条件を規定することにより、危険物数量の基準及び、貯蔵所の基準の緩和を要望します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 貯蔵に使用する容器の性能、設置方法</li> <li>② 電解液の難燃性能</li> <li>③ 発火、発煙等への保護機能</li> </ol>